

様似町告示第55号

様似町指定暑熱避難施設の指定及び管理運用に関する要綱を次のように制定する。

令和8年7月1日

様似町長 荒 木 輝 町



様似町指定暑熱避難施設の指定及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報が発表された場合において、町民その他の者（以下「町民等」という。）に開放することができる町内の指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定及び管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、法の用語の定義によるものとする。

(指定)

第3条 町長は、法第21条第1項の規定に基づき、町の区域内に存する施設であって同項各号に掲げる基準（以下「指定基準」という。）に適合するものをクーリングシェルターとして指定することができる。なお、町以外の者が管理する施設の指定については、同条第2項の規定に基づき、当該施設の管理者の申請により、当該施設をクーリングシェルターに指定し、同条第3項の規定による協定を締結するものとする。

2 町長は、法第21条第4項の規定に基づき、前項の規定により指定したとき及び協定を締結したときは、クーリングシェルターの名称、所在地、開放可能日等及び受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。

3 前項の規定は、同項の規定により公表した事項の変更について準用する。

4 町長は、法第22条第1項各号又は第2号に該当するときは、第1項の規定による指定を取消することができる。

5 町長は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(管理及び運用)

第4条 クーリングシェルターの管理者は、次に掲げるとおり施設を管理運用する。

- (1) 冷房設備は、適切に維持管理し稼働させるものとし、設定温度は町民等が快適に過ごせる温度を保つこと。
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、第3条第2項の規定に基づき公表し

た開放可能日等において、当該施設を開放すること。

- (3) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じて、一人当たり滞在することが可能な空間を適切に確保すること。また、可能な限り町民等が休憩するための椅子等を設置すること。
- (4) 町民等が熱中症対策のため持ち込んだ飲料等の摂取を可能とすること。
- (5) 当該施設の出入口等の見やすい場所に、クーリングシェルターであることがわかるよう案内ポスター等を掲示すること。

(町以外の者が管理する施設の指定の手続)

第5条 クーリングシェルターの指定を受けようとする町以外の者が管理する施設の管理者は、様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、当該施設が指定基準を満たしていると認めたときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、当該申請を行ったものに対して様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定通知書（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 前項の規定による指定の通知後、クーリングシェルターに係る協定を当該施設の管理者と締結するものとする。
- 4 当該施設の管理者は、前項の規定による協定の締結後、当該施設の内容に変更又は廃止となる事態が生じた場合は、様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）（変更・廃止）届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。
- 5 町長は、前項の規定による変更の届出があったときは、クーリングシェルターに係る協定を変更するものとする。
- 6 町長は、クーリングシェルターが次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに協定を廃止するものとする。
 - (1) 第4項の規定による廃止の届出があったとき。（ただし、同じ管理者の別の施設がクーリングシェルターとして指定されている場合を除く。）
 - (2) 法第22条第1項若しくは第2号又は第2項に該当するとき。
 - (3) その他協定を締結することが適切でないときと町長が認めたとき。
- 7 町長は、前項の規定により協定を廃止したときは、当該施設の管理者に対して様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定取消通知書（様式第4号）を

交付するものとする。

(経費の負担)

第6条 クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要な経費は、当該施設の負担とする。

(損害賠償)

第7条 クーリングシェルターの指定により生じた第三者からの損害による賠償その他一切の責任は当該施設が負うものとし、町は、町以外の者が管理する施設においてその責めを負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

様似町長 様

住 所

申請者 氏名又は名称

代 表 者 名

様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申請書

以下の施設について様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定を受けることに同意し、下記のとおり申請します。

公開情報	施 設 名		
	所 在 地		
	開 放 可 能 日 時		
	受 入 可 能 人 数		
	電 話 番 号		
	備 考		
非公開情報	共用部分の概要		
	施設管理責任者		
	管理責任者連絡先		
	担当者 連絡先	所属氏名	
		電話番号	
		E-mail	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

様似町長

様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定通知書

年月日付で申請のあった下記の施設について、様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に指定します。

指 定 施 設 名	
指定施設所在地	
指 定 日	

※気候変動適応法第21条第3項の規定により、様似町長と協定の締結が必要となります。

※申請書に記載の公開情報の内容（施設名、所在地、解放可能日時、受入可能人数、電話番号、備考）を、町ホームページ等で公表します。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様似町長 様

住 所

届出者 氏名又は名称

代 表 者 名

様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）（変更・廃止）届出書

年月日付で様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定を受けた施設について（変更・廃止）したいので届け出ます。

		変更前（または廃止）	変 更 後
公 開 情 報	施 設 名		
	所 在 地		
	開 放 可 能 日 時		
	受 入 可 能 人 数		
	電 話 番 号		
	備 考		
非 公 開 情 報	共用部分の概要		
	施設管理責任者		
	管理責任者連絡先		
	担 当 者 連 絡 先	所属氏名	
		電話番号	
		E-mail	

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

様似町長

様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定通知書

年月日付で届出のあった下記の施設について、様似町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定を取消しましたので、通知します。

指 定 施 設 名	
指定施設所在地	
取 消 日	